

言語研究と政治

— ロビン・レイコフ講演が示唆したこと —

れいのるず=秋 葉 かつえ
スコット・サフト

1. 「1993ハワイ女性の歴史の月」記念講演シリーズ

3月はハワイの「女性の歴史の月」に指定されている。アメリカ本土からフェミニスト作家、理論家、活動家など、さまざまなゲスト・スピーカーが招かれ、デモがあり、パネル・ディスカッションやワークショップや展示会などの催しがある。大学の女性の地位委員会は、そうした行事の多くを支持し、スポンサーになってきた。今年はカリフォルニア大学バークレー校のフェミニスト言語学者ロビン・レイコフの連続講演会を企画した。折からの緊縮財政で難航した時点もあったが、企画は大当たりで、キャンパスにはちょっとしたロビン旋風が巻き起こった。

4月14日午後、到着そうそう講演とディスカッション「なぜ男と女は分かれあえないか」。ハワイ大学の雰囲気にも馴れてもらうためのインフォーマルな集まりであったが、前日の新聞の「お知らせ」にも載ってしまったこともあって、会場は時間前から人があふれた。男と女では話しかた —— コミュニケーション・スタイル —— が違う、だから男と女の会話はスレチガイだらけだ。レイコフが妻と夫の会話を例にあげながら男と女のズレを具体的に説明すると、笑いが巻き起こる。男たちも一緒になって笑う。身に覚えがあるのだ。「この社会では男がコミュニケーションを支配している。だから女たちはいつも聞いてもらえなくて、それが無意識のうちに女たちの欲求不満を増幅している」という鋭い男性支配批判なのだが、それを男たちにも自然に受け入れさせてしまう話術はさすがだ。

以下、翌15日に行われた2つの講演の様子と内容を簡単に報告しておきたい。レイコフは「言語学者は、もっと社会問題解決のためになるような研究をするべきだ、誰にも分かりやすいことばで話したり、書いたりすべきだ」と主張し、彼女自身努力してきている。そうした努力の姿勢を感じとってもらえれば幸いである。

2. ハラスメント裁判と言語の問題 —— 発話行為理論と憲法修正第一条 (4月15日午後)

この講演は、言語学関係者を意識したものであったから、「発話行為理論」という、言語哲学から提案された概念にはじめて接する“一般の人たち”には「少しとっつきにくいのではないか」と危惧されたが、心配するほどでなかった。小講堂での講演は前日にもまして超満員。通路の床もステージもいっぱい。入れないで引き返した人も多かった。翌日の大学新聞の記事も、要領よくポイントをおさえていて、わかりやすいものになっていた。以下はレイコフの講演の概要である。

2.1. アメリカ合衆国では、憲法第一修正条項は、確かに言論の自由を保証している。しかし、だからアメリカでは何を言っても自由なのだということにはならない。この法律がしっかりと保証しなければならない言論の自由とそうでないものを分けて考える必要がある。たとえば、次の二文をくらべてみよう。

(1)「私はクリントン大統領の経済政策がよくないと思う」

(2)「クリントン大統領の政策はよくないから、彼を殺すべきだ」

(1)は政治的な発言であって民主的社会では当然許されなければならないと考えられるだろう。それに対して(2)はどうだろうか。常識で考えても聞きのがすことのできない危険きわまりない発言だと批判するひとが多いだろう。言論の自由はこんな危険な発言まで保護すべきではない。しかし法律でその自由を保証されるべき発言とそうでない発言をどう区別するか。

これはやさしい問題でない。私はAustinの発話行為論によってこの区別が可能だと思う。

2.2. Austinの発話行為理論の基本は発話“ものを言うこと”は行為であるという考えである。言語以外の行為に無害な行為もあれば有害な行為もあるように、発話行為にも有害なもの、無害なものがある。最近アメリカの大学キャンパスで、問題になっているヘイトスピーチ「差別的憎悪発言」は、差別されている側を傷つける暴力行為だと言える。

「言語＝行為」理論を法の解釈や実践に適用して暴力的言語行為、有害な行為と普通の政治的な発言とを区別すれば、憲法第一条の当初の精神が生き

てくる。

2.3. この発話行為と法律の関係を示すためにセクシュアルハラスメントを例として考えてみよう。たとえば、ある女の人が車から降りて、どこかの店に行こうとすると、角には男の連中が立っている。その男達は、女をみるとすぐ口笛を吹いて次のよう言ったとする。

(3) 「いい体しているね、今晚ぼくと一緒にパーティをしないか」

これは、いわゆるストリート・ハラスメント（ストリート・ハラスメントは職場やキャンパスでのセクシュアルハラスメントと違い、街頭で見知らぬ男たちによって行われる）である。このひやかしを文字通りにとれば、「いい体しているね」というのは「礼賛行為」、「今晚一緒にパーティをしないか」は「提案行為」である。しかし、その真意が礼賛でも提案でもないことは明らかである。男たちは女を当惑させ、こわがらせ、自尊心を傷つけたいのである。発話の文字通りの意味と発話行為のカテゴリー（命令、疑問、約束、礼賛、提案…）とはかならずしも一対一の対応を示さない。例えば、疑問文、すなわち「質問行為」とはかぎらない。ある発話の意図が何であるかは言語学的方法によって実証することができない。ハラッサーと被害者の力関係をみななければならない。課長が事務員をホテルに誘うのと、平の同僚が誘うのとでは、意味が違ってくるのである。課長と事務員の力関係は対等ではないのだから。

2.4. ストリート・ハラスメントを憲法第一修正条項の違反として訴えた場合、どういう結果になるか。ハラスメントを行った男たちは自分が別に悪いことをしたとは考えていないか、または、いないふりをする。「ほめたんですよ」（礼賛）とか「さそっただけですよ」（提案）というだろう。あるいは憲法第一修正条項で保証されているのだから、自由に好きなことを言っているのだと主張するだろう。しかし発話行為理論にそって考えれば、この発言は2.1.にあげた(2)に類似している。

FBIは(2)の発言者を言論の自由だからといって放置しないはずだ。すくなくとも尋問するだろうし、結果によっては逮捕するかもしれない。ところがストリート・ハラスメントの場合は言論の自由を楯に放置しがちである。相手をこわがらせたり自尊心を傷つけたり、時には公衆施設の利用権利の妨

害になるというのにである。このギャップを言語学者は法の専門家に対して指摘していくべきである。

2.5. しかし現実にはセクシュアルハラスメントはその暴力性が法的にそれほど重要視されていないし、事態はすぐにかわりそうにもない。だから、さしあたってセクシュアルハラスメントの発言にたいしてどのように対処していったらいいかが問題になる。

セクシュアルハラスメント発言にたいする一般にみられる反応は次のようなものである。(1)聞こえなかったふりをする。(2)はずかしがって逃げる。(3)怒って言い返す。

これらは、解決策としていずれもハラッサーの思うつぼで、セクシュアルハラスメントをなくしていく役に立たない。怒って言い返すのは危険な場合もある。恥ずかしがったり逃げたりするとハラッサーは自分の発言が成功したと思って喜んでしまう。私が一つ示唆したいのは、発話の意図の裏をかくことである。つまり発話の意図は相手を当惑させたり怖がらせられたりすることなのだからその意図に反応しないで、発話の言語的な意味を文字通りに解釈したふりをする。たとえば、「オーイ彼女、笑ってくれよ」といわれたら、「いい考えね、ありがとう」と返事するのである。そうすれば、相手をがっかりさせ、両者間の社会的権力の差を構成する行為への参加を拒否したことになる。セクシュアルハラスメント発言が効果を失う頻度が高くなれば、男たちは面白がってセクシュアルハラスメントをしなくなるのではないだろうか。

3. 女を沈黙させる(4月15日)

これは「女性の歴史の月」のメイン・イベント。大講堂に集まった聴衆も圧倒的に女性。ハワイの女性たちが、ハワイ語のチャンティング(詠唱)と自作詩の朗読で前座をつとめ、祭りらしい花を添えた。レイコフの知的なユーモアいっぱい講演を細部にわたって報告するスペースがないのは残念だ。

3.1. イギリスの古いことわざに“Children should be seen, but not heard (子供は、大人の回りにいてもいいが、声/口を出してはいけない)”というのがある。また、イギリスの上流社会では、召し使いは主人家族が会

話をしながら食事をしている場にあわせたりするが、しかし、彼らは、口もない、耳もないそぶりです。ただ黙々と給仕をつとめなければならない。女性の立場もこれによく似ている。女性はおしゃべりだと言われながら、実は、言語を支配しているのは男であり、大事なところでは、女性は沈黙させられている。

このことは、1970年代から80年代、再三問題にされ、言語と性差の研究者の間では周知の事実となっている。〔公的なディスコースは男、私的なディスコースは女〕というディスコースの性別役割分担的ステレオタイプがあり、女性が公的なディスコースから排除されているということである。「女だって、私的な場面では男以上にしゃべれるのだからいいではないか」と言う人がいるが、これは正しくない。なぜなら、女には私的なディスコースがふさわしいというメタ・コミュニケーションのルールを支配するのは、公的なディスコースにアクセスを持つ男だからである。〈女の沈黙〉と〈公的ディスコースからの女性排除〉は、いわば、悪循環の関係にあるのであって、この悪循環を断ち切るこそが女性を沈黙から解放する道であろう。

3.2 女性を公的なディスコースから排除しようとしているのは男だけではない。たとえば、国会という公的な場でセクシャル・ハラスメントを訴えたアニタ・ヒルを非難したのは、むしろ女性の証言者であったし、ヒラリー・クリントンの帽子についてとやかく言って彼女の公的なディスコースを些少化しようとしたのも女性であった。女性解放は、男の得にはならないのだから、女がやるしかない。女が女同士で支えあってやっていくしかない。それなのに、女同士の足並みが必ずしもそろわないということも大きな問題だ。女が他の女にたいして catty (猫のよう、意地悪) になりやすいのはなぜか。これは単なるやっかみではない。女は、こどもの時から、公的な場でもものを言わないようにしつけられてきている。教室で女の子が手をあげて質問したり、自分の意見を述べたりすることをよしとしない。先生が女性の場合でも同じだ。女の子は公的な場で発言する力を抑制するように教育され、一般に、男の子ほど公的なディスコースに参加する能力を身につけていない。だから、いざ公的に発言しなければならない場面に出会うと、こわいのである。大人になって、公的に責任の重い地位 —— 公的なディスコースの能力が求めら

れる地位 —— を得るチャンスがあっても、それをあえて選択する勇気も
てない。これはembarrassingであり、屈辱的で、恥ずかしい。<私にはでき
ない>とか<私には勇気がない>と思うよりも、<女には公的なディスコ
ースを選択する余地がない><女はみんなそうなのだ>と考えてしまったほう
が気持ちが安らかだ。そして、他の女たちも公的なディスコースに近寄ら
ないこと、自分に公的なディスコースの能力がないことがばれないことを願う。
そんな彼女の前に、公的なディスコースに参加し、社会的に重要な発言をし
たたかによつてのけてしまう女性があらわれたら、どうなるか。<女には私
的なディスコース以外に選択の余地がない>という前提が揺さぶられる。<勇
気がないのは、すべての女ではなくて、この私である>ということが照らし出
されることになる。そんな裏切り者は許しがたいと思い、価値を引き下げて
やりたくもなるのだろう。

3.3. <公的ディスコースからの女性排除>は、伝統と習慣の論理によつて
しっかりと支えられているため、いかにも正当なものに見えてしまう—— 女
たち自身にさえも。だから、<女性の沈黙>と<公的なディスコースからの
女性排除>とのあいだにある悪循環を断ち切るのは、ほんとうにむずかしい。

しかし、コミュニケーションの力のアンバランスと、それを支えている構
造が明らかになれば、どうしたらその悪循環を断ち切ることができるかがわ
かってくる。言語と性差研究は、その点で大きな役割を果たしてきた。

さらに、女同士がささえあっていかなければいけないということを女性た
ちが自覚するなら、女性を黙らせる魔法は自然に効力を失うだろう。そうな
れば、女性を沈黙させておくことはできなくなる。去年(1992年)の選挙以
来、公的なディスコースに参加する女性の数が増え、悪循環のパターンがく
ずれはじめている様子が見受けられるのはうれしい。

講演が終わってから送られてきた「レイコフ講演」の成功を祝うカードの
一枚に“What a woman! What a thinker!”とあった。ハワイ大学ヒロ校
の女性センターで講演するためにハワイ島にも往復してくれ、前例がないほ
どハードなスケジュールをこなしてくれたレイコフに深く感謝している。

マハロ(謝意)!

(ハワイ大学)